

付記制度と地方弁理士

会員 吉井 剛



要 約

地方における弁理士にとって、例えば、特許侵害訴訟の具体的対応などの実践的知識が重要です。その意味では地方における弁理士にとって付記資格の取得は意味がないとも言えなくはありません。しかし、地方における弁理士も含め、我々は付記制度により、メリットは享受していると思います。従って、我々弁理士は付記資格を出来るだけ取得すべきであると思います。

目次

- 1 はじめに
- 2 地方弁理士の活動
- 3 付記制度のメリット
- 4 おわりに

1 はじめに

私は、新潟県長岡市で事務所を経営しており、弁理士登録してもうすぐ30年になります。事務所は弁理士が私と弟の2人、総勢20名弱の構成です。

地方弁理士が付記制度に対し、どのように考えているかをお尋ねしたいとのこと、抽象的なお尋ねのため書きにくいのですが、思うことを書いてみました。

2 地方弁理士の活動

(1) もともと、新潟県は地方でありながら他県に比べて侵害事件が多いといわれており、私も個人的にはその通りではないかと思っています。

経験した事件を思い付くままに書いてみました。

ア 20年以上前ですが、地方のある裁判所で侵害事件を起こしました。私は当然輔佐人、コンビを組んだ弁理士は極めて高齢であったため、裁判所からの「この裁判所では特許事件は初めてですので、まずは特許法とパリ条約の説明からお願いします。」との指示に対し、私が裁判所に特許法とパリ条約の優先権について色々説明をした記憶があります。

今では、こういうことはないと思いますが、地方ではこのようなことが沢山あったと記憶しています。

イ 地方の弁理士は中小企業の顧問的役割もします。例えば「この製品を作ろうと思うが、この特許に触れるか」と尋ねられ、「触れない」と私が答えれば、それは一弁理士の意見ではなく、会社の最終決定となり、会社はその製品を作り続けるのです。そして、訴訟になり、それに応訴していくわけですから責任重大です。

また、例えば「侵害」と私が答えた場合、「作り続けたらどうなるのか」と聞かれ、「仮処分を受けますよ。本訴が起きますよ。損害賠償はいくらくらいになりますよ。」などを回答しなくてはならないのです。

ウ ある地方の裁判所に訴えを起こす予定で、証拠保全の申立をしました。証拠保全が認められ、裁判所がその会社の工場に立ち入る前に証拠を運び出されたら困るので、近くの缶コーヒーの自販機の脇に隠れ、数時間、依頼者の担当者で見張りをしたこともありました。

エ 仮処分でイ号物件を差し押さえに行ったとき、イ号物件は見せられないと相手はかなり抵抗し、押し問答をした記憶もあります。

(2) 以上、地方の弁理士は何でもしなければなりません。また、特定技術に対しての深い知識よ

りも、実践に関する知識の方が必要です。そして、特許以外の意匠、商標、不正競争防止法、著作権等のことについても自信を持ってアドバイスできることが必要なのです。

例えば、半導体については誰よりも知識があるが、特許侵害訴訟をやったことがないという弁理士よりも、半導体については何となく知っている程度の知識しかないが（詳細は後で調べれば良い。）、侵害訴訟の知識経験がある（訴訟に要する費用はいくら位か、判決までどのようになどの位の期間で進行していくのか、勝ち目はどの位か、戦ったときどんな不利益があるか、すぐに準備しなければならないことはなにか、もし負けたらどうなるのかななどを的確に指示出来る）弁理士の方が求められるのです。

また、特許は勿論、意匠、商標などにおける侵害鑑定で「これは侵害」と断言でき、有効性鑑定で「これは無効にできる」と断言できる弁理士が地方においては望まれるのです。

従って、地方弁理士にとって、付記資格を取得しているかどうかは問題ではなく、付記試験合格と同等の法的知識は最低限必要なのではないかと思います。

技術、法律、英語が分かる弁理士がスタンダードになる時代が、地方においても近づいて来ているのではないのでしょうか。

3 付記制度のメリット

- (1) 付記資格を有するか否かは上述のとおり、どちらでも良いため、付記制度はなくても良かったのでは？とも言えなくはありません。しかし、違います。

付記資格を取得すれば、代理人となれるメリットがある訳ですが（私はそれ程大きいメリットとは思いませんが）、その他にも実務において、現実に以下を実感しており、これもある意味、付記制度のメリットといえるのかもしれない。

ア 輔佐人のとき、依頼者は代理人と輔佐人の差を尋ねてきますので、その説明をするのが面倒でしたが、今は、この説明は当然不要です。

イ 輔佐人の時より、今の代理人の方が事件

の請求書を出し易くなりました。これは気分的な問題と思うのですが、何となく請求書を出し易いと感じています。

ウ 裁判官はもともと、輔佐人のときから弁理士を尊重してくれていたと記憶しています。しかし、裁判官以外の裁判所職員及び相手方弁護士は、そうではなかったと記憶しております（もちろん、人により異なるのでしょうか。相手方弁護士は作戦上、わざと弁理士を困らせてやろう、ということもあったのだと思います。）。しかし、今は以前の輔佐人の時代から明らかに変化したように思います。例えば、裁判所に手続き、書式などのことで問い合わせた場合、以前に比べ非常にスムーズです。

エ 最近知ったのですが、東京の特許事務所では訴状に記載する「送達場所」を弁護士でなく、弁理士にすることもあるとのこと、良いことだと思います。

オ 出頭カードには、以前、輔佐人の欄はなく、代理人、当事者の欄だけでしたので、出廷したとき、弁理士は自分の名前を書かなければなりませんでしたが、今は代理人の欄に弁理士の名前も印刷されていますので、自分の名前を丸で囲むだけです。

カ 上記同様、些細なことですが、東京地裁に入るとき、昔は弁理士バッジを見せても弁護士バッジと違うため、「ちょっと待って下さい。」と声をかけられたことがありましたが、今はそういうことは全くありません。これも付記制度のおかげなのでしょうが？

キ 例えば、講演などで人に事件の話をするとき、以前は輔佐人ですから、例えば「この事件を手伝っていて思うことは…」など、話し方が面倒でしたが、今では、「この事件の代理人になったことで思うことは…」と言え、簡単です。

- (2) 更に、付記制度により、弁理士は一応付記試験合格を目指すことになり、このことにより弁理士全体の法的知識のレベルは否応なく向上します。これも付記制度の大きなメリットの1つかもしれません。

4 おわりに

以前は特許侵害事件は専属管轄でなかったため、全国色々の裁判所に行きました。

確かに、以前は弁理士に対し嫌な扱いをする裁判所もあったように記憶しておりますが、今は感じません（今は、東京地裁と大阪地裁という、特許のことをよく知る裁判所、即ち、弁理士をよく知る裁判所だからかもしれません。）。

想像ですが、不正競争防止法の事件で地方の裁判所に行っても、おそらく、我々は弁護士と同様な扱いを受けるものと思います。それほど弁理士の知名度は上

がっています。弁理士の知名度が上がったのは時代の趨勢もあるでしょうが、付記制度の恩恵なのかもしれません。

先輩方の努力により創設された付記制度のメリットは前述のとおりですが、弁理士の将来のため、やはり、付記資格の取得は、継続研修と同様、弁理士の重要な義務と考えるべきであると思います。少なくとも、この義務の完全な履行なくして弁理士単独訴訟代理はあり得ません。

以上

(原稿受領 2012. 10. 10)

日本弁理士会の
『特許等出願援助制度』をご活用ください
～優れた発明・考案・意匠の創作を応援します～

**JPAA
Information**

特許出願等援助制度とは？

有用な発明や考案、意匠の創作が、経済的な事情によって世の中に活用されることなく埋もれてしまうことがないように、日本弁理士会が必要とされる費用の全部又は一部を負担する制度です。

援助対象者は？

発明者や教育機関、中小企業等が対象です。

援助の費用は？

必要となる、弁理士の報酬、費用及び特許庁の手数料の合計を超えない範囲で負担します。

援助の条件は？

日本弁理士会が審査を行い援助の可否を決定します。（※詳細は右の「利用の流れ」）

特許出願等援助制度の詳細、申請書様式のダウンロードは日本弁理士会のホームページで

検 索

利用の流れ

申請
↓
審査
↓
審査結果の通知
↓
援助が決定したら
弁理士の設定
↓
契 約
↓
援助の開始